

岩手県エイズ対策推進プラン改定について

1 改定の概要

- ・ 岩手県エイズ対策推進プランは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号) 第 11 条第 1 項に規定する「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 21 号) に基づき、本県における総合的なエイズ対策の推進を図ることを目的として策定する計画。
- ・ 平成 30 年 1 月に国の予防指針が改正され、本県プランについても概ね 5 年ごとに見直すこととしていたことから、県プランを改定しようとするもの。

2 計画改定案の主なポイント

(1) 国の予防指針の改正を反映

- ・ 個別施策層の定義から「青少年及び外国籍」を削除し、「性風俗産業従事者及び薬物乱用・依存者」を追加。
- ・ 今後は、これまで進めてきた HIV/エイズに対する普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、各関係機関との連携を強化し、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者にも行き届くよう、効果的な取組を一層積極的に進めることについて追加。
- ・ 県民の利便性に配慮した検査相談体制の充実について、他の性感染症検査との同時検査や医療機関での検査について追加。

(2) 県の施策等による主な改定点

- ・ 活動指標の目標値について、旧プランの達成状況等に基づき見直し。
- ・ 学校教育との連携の強化。
- ・ その他、前回改正から現在までの状況の変化を踏まえたデータの時点修正、文言修正。

3 パブリックコメントの実施状況

実施機関：平成 31 年 2 月 15 日（金）から平成 31 年 3 月 15 日（金）

4 これまでの取り組み及び今後のスケジュール

- ・ 岩手県 HIV/エイズ・性感染症予防対策推進協議会及び関係機関への意見照会を実施（11/17～12/8）
- ・ 改定案のパブリックコメントを実施（2/15～3/15）
- ・ 関係機関への意見照会を実施（2/15～3/15）
- ・ 岩手県 HIV/エイズ・性感染症予防対策推進協議会（3/25）において最終案を協議、了承を受け成案とし、決裁のうえ施行予定

「岩手県エイズ対策推進プラン」改定の主なポイント

プラン改定について

○「先天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」が平成30年1月に改定され、本プランについても概ね5年後ごとに見直しをすることとしていたことから、現状及び県HIV/エイズ・性感染症予防対策推進協議会委員での議論等を踏まえ改定。

現況

○HIV感染者及びエイズ患者の発生は、年間0～5人程度となっており、発生数は少ないものの、いきなりエイズの発生が続いている。
○各保健所で実施するエイズ相談、HIV抗体検査の件数や学校等における講習会・ピアカウンセリングの開催が減少している。

予防指針の改正を踏まえ、従来行つてきた取り組みを継続、強化

HIV及びエイズに対する理解の促進

【県】

○社会に対して正確な知識を普及し、感染者等に対する偏見及び差別を解消するとともに、自らの健康の問題として感染予防を行なうことが重要。特に、青少年に対しては、性に関する重要な事柄の一つとして、普及啓発を行うこと。

【県】

○これまで進めてきた普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者にも行き届くよう、効果的な取組を一層積極的に進めること。

感染の拡大防止と早期発見

【国】

○エイズを発症した状態でHIVの感染が判明した者が、新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、HIVの感染の早期発見に向けた更なる施策が必要であること。

【県】

○特に、性行動が活発化する若い世代を中心に、HIVの予防啓発を行うとともに、感染の早期発見に向けて県民がHIV抗体検査を受けやすい検査相談体制づくりを進めていく。

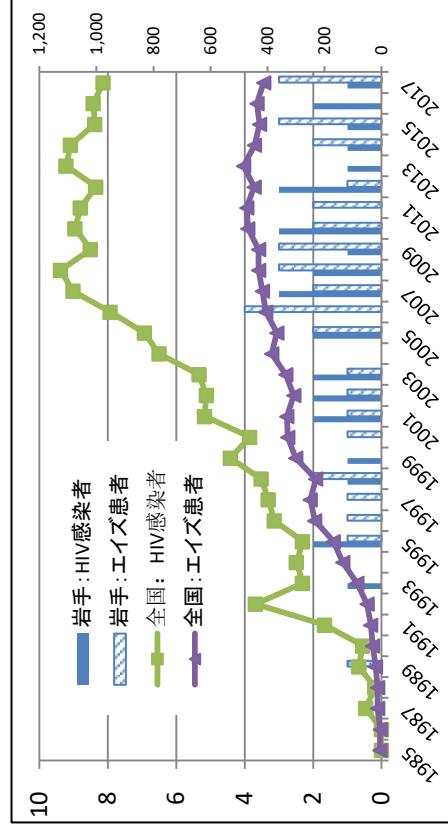
HIV感染者及びエイズ患者の支援

【国】

○HIV感染者及びエイズ患者の高齢化に伴う合併症発症の危険性の増大及び療養の長期化に伴う費用負担の増加という新たな対応すべき課題が発生しているため、長期療養の環境整備等が必要。また、チーム医療の重要性を認識し、医療機関内外の専門家及び専門施設と連携を図り、包括的な診療体制を構築する必要がある。

【県】

○引き続き、HIV感染者及びエイズ患者が個々の病状やライフスタイルにあつた医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築を図ること



目標

各年において、新規HIV感染者及びエイズ患者報告数を過去5年間(2013年～2017年)の平均(2.5÷3)以下とする 等

岩手県エイズ対策推進プラン(案)

岩手県

平成 26 年 2 月 策定

平成 31 年__月 改定

目 次

第1 プランの趣旨	· · ·	1
第2 HIV 感染者及びエイズ患者の現状と本県の課題	·	3
第3 目標及び重点施策	· · ·	12
第4 具体的な取組	· · ·	14
第5 プランを推進するための各実施主体の役割	· · ·	18

第1 プランの趣旨

1 プランの基本的な考え方

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「HIV」という。）の感染は後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）の原因であり、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、HIV の感染を予防することは可能である。

HIV は血液又は体液に存在する。HIV の主要な感染経路は性行為による感染であり、性行為を行う全ての人に感染する危険性がある。また、その他の感染経路として、HIV に汚染された血液を介した感染、母子感染等がある。

近年の抗 HIV 療法の進歩により、HIV に感染している者であってエイズを発症していない状態の者（以下「HIV 感染者」という。）及びエイズを発症している者（以下「エイズ患者」という。）の生命予後が改善されている。さらに、抗 HIV 療法は他者へ HIV を感染させる危険性を減らすことが示されている。このことにより、早期に治療を開始した HIV 感染者は、健常者と同等の生活を送ることができるようになった。

一方で、HIV 感染者及びエイズ患者（以下「HIV 感染者等」という。）の高齢化に伴う合併症発症の危険性の増大及び療養の長期化に伴う費用負担の増加という新たな課題が発生しており、HIV 感染者等の長期療養の環境整備等が必要となっている。

さらに、日本においては、エイズを発症した状態で HIV の感染が判明した者（いきなりエイズ）が、新規感染者等の約三割を占めており、HIV 感染の早期発見に向けた更なる施策が必要である。

また、HIV 感染者及びエイズ（以下「HIV／エイズ」と表記する。）については、かつての原因不明で有効な治療法が無く死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合があるため、社会に対して HIV／エイズに関する正確な知識を普及し、HIV 感染者等に対する偏見及び差別を解消するとともに、HIV／エイズを自らの健康の問題として捉え、HIV 感染予防を適切に行うことが重要である。

岩手県においては、HIV 感染者等の発生報告数に急激な増加はみられないものの、エイズ患者が継続して発生しており、潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される。

このような状況を踏まえ、本県においても HIV／エイズに対する理解の促進を図りながら、エイズ予防及びまん延を防止するとともに HIV 感染者等の支援を図っていくことが必要で

ある。特に、青少年や個別施策層※に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した効果的な施策を実施していくことが重要である。

本プランは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条第 1 項に規定する「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 21 号）に基づき、本県における総合的なエイズ対策の推進を図るため、県、保健所設置市、市町村、医療関係者、教育関係者、報道関係者及び NGO 等関係機関が連携して今後取り組んでいくべき課題について、その目標と具体的な取組の方針性を示すことを目的とする。

※個別施策層とは・・・・

施策の実施において特別な配慮を必要とする下記の人々をいう。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しがなされるべきとされている。

- ・男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「MSM」という。）
- ・性風俗産業の従事者
- ・薬物乱用・依存者

2 プランの実施期間

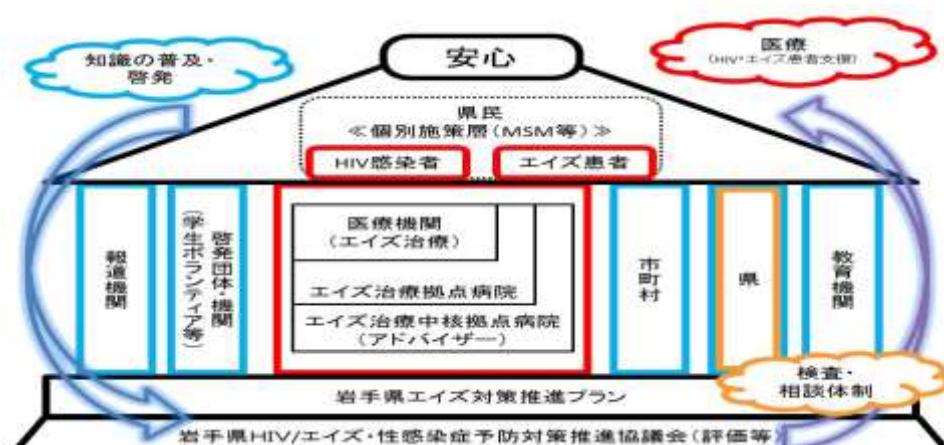
2019 年から 2024 年とし、掲げられた施策及びその目標値の達成状況、エイズ発生動向等状況の定期的な検証と評価を踏まえ、必要と認めるときはこれを見直していくものとする。

3 プランの推進体制

プランの実施にあたっては、「岩手県 HIV／エイズ・性感染症予防対策推進協議会」において進捗状況の確認や評価を行うこととする。

4 他の県計画との関係

本プランは、「岩手県感染症予防計画」（平成 11 年 9 月策定、平成 30 年 3 月改定）や、「岩手県保健医療計画」（昭和 56 年 3 月策定、平成 30 年 4 月改定）等との連携を図るものである。



第2 HIV 感染者及びエイズ患者の現状と本県の課題

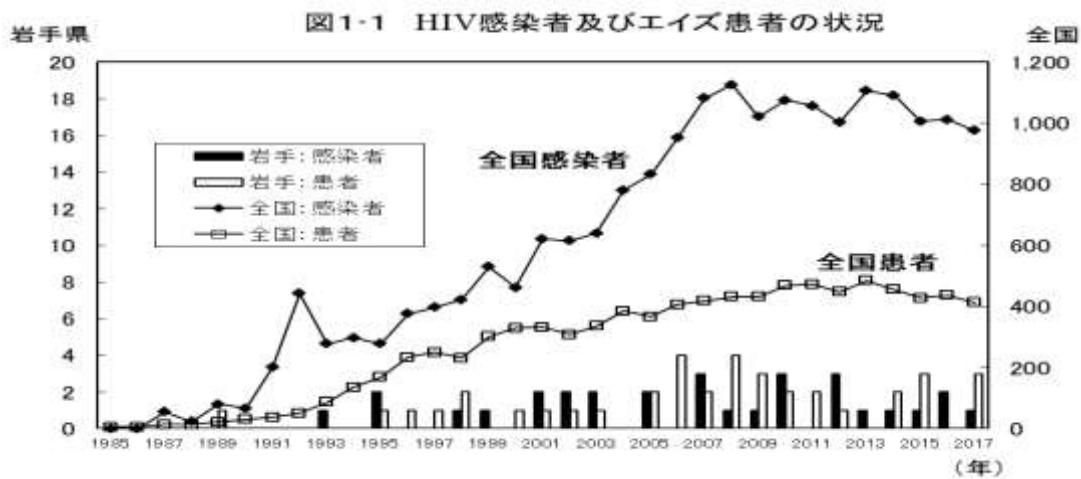
1 全国及び本県における HIV 感染者等の発生状況

(1) 発生報告数

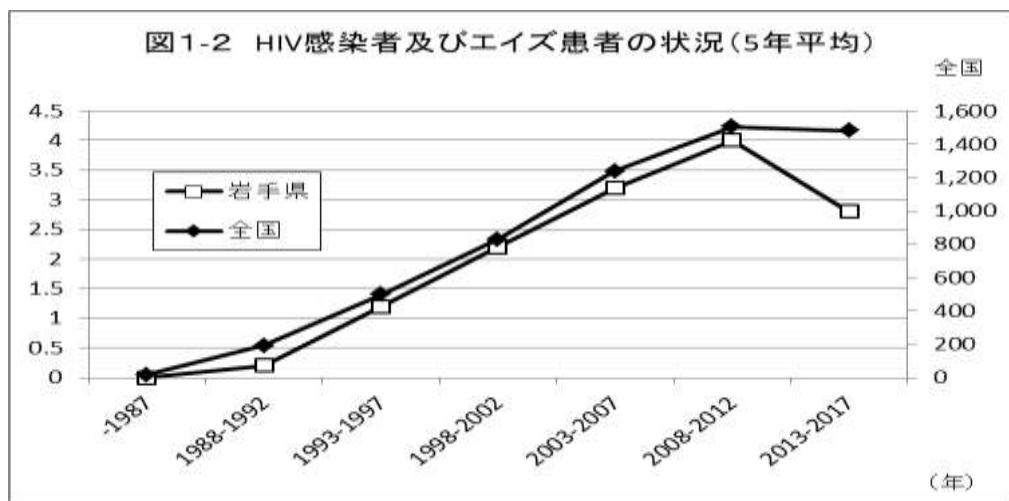
日本において、1年間に新たに報告があった HIV 感染者等の数は、統計を取り始めた 1985 年以降、ともに増加傾向にあったが、近年は横ばい傾向となっている（図 1 折線グラフ）。HIV 感染者は、2008 年に最大（1,126 人）となり、以降も年間 1,000 件前後の報告が続いている。また、エイズ患者は、2013 年に最大（484 件）となり、以降も年間 500 件前後の報告が続いている。

本県では、1989 年に初めてエイズ患者が報告されて以降、2017 年までに HIV 感染者 31 人、エイズ患者 37 人が報告されている。年間の報告数は 0～5 人程で、5 年平均としては、減少したが、新規のエイズ患者がほぼ毎年報告されている状況である。（図 1-1 棒グラフ及び表、図 1-2）

のことから、本県においては、HIV 感染者等の報告数に急激な増加は見られないものの、エイズ患者の報告が続いており、HIV 感染の早期発見に向けた対策が必要であるほか、未検査のため気づかれていない潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される。

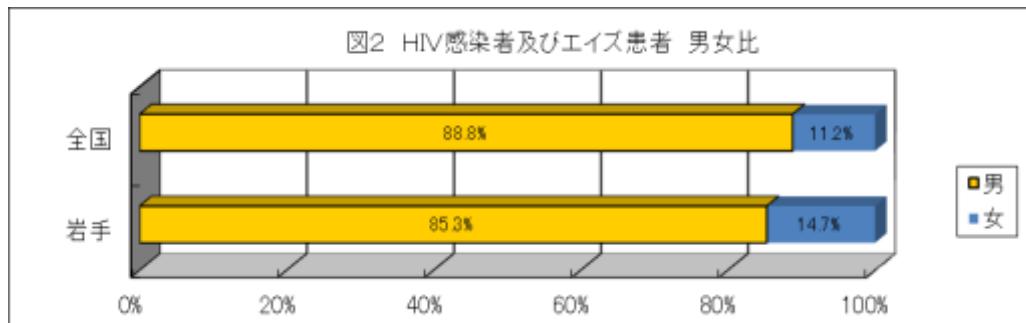


（出典：感染症発生動向調査、2017 年エイズ発生動向年報）



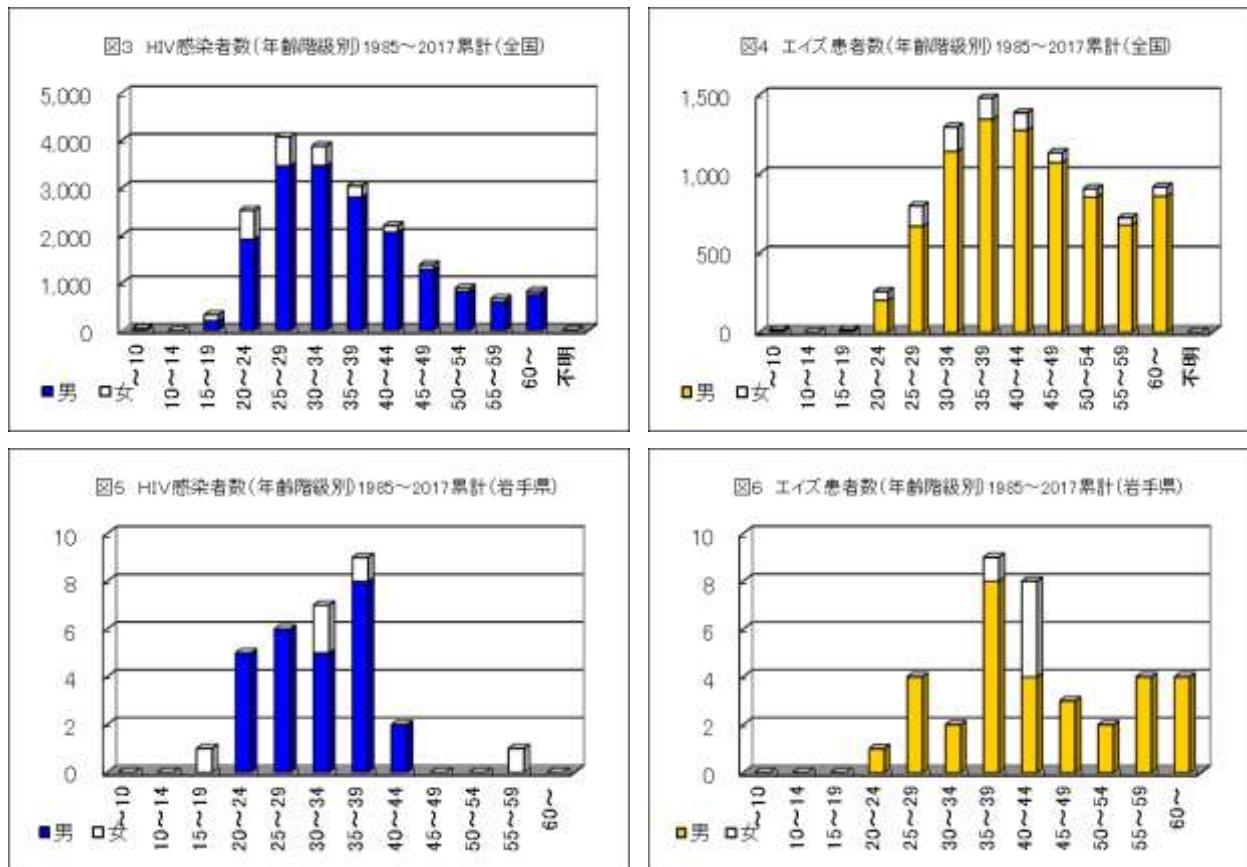
(2) 男女別・年齢階級別内訳

1989～2017年までのHIV感染者等の報告数を男女別でみると、全国では男性が25,592人（88.8%）、女性が3,240人（11.2%）、岩手県では、男性が58人（85.3%）、女性が10人（14.7%）となっており、**全国及び岩手県とも、男性の報告が8割以上を占めている**（図2）。



（出典：感染症発生動向調査、2017年エイズ発生動向年報）

次に、年齢階級別でみると、HIV感染者は、全国で20歳代が6,604人（33.2%）、30歳代が6,926人（34.8%）（図3）、岩手県では、20歳代が11人（35.5%）、30歳代が16人（51.6%）（図5）となっている。また、エイズ患者は、全国で30歳代が2,776人（31.1%）、40歳代が2,519人（28.2%）（図4）、岩手県では、30歳代が11人（29.7%）、40歳代が11人（29.7%）（図6）となっており、**全国及び岩手県とも、HIV感染者は20～30代が、エイズ患者は30～40歳代が全体の半数以上を占めている。**



(3) 感染経路別内訳

HIV は、主に、性行為による感染、血液を介しての感染（注射器具の共有など）、母子感染によって感染する。

1989～2017年までのHIV感染者等の報告者数を感染経路別でみると、HIV感染者は、全国で同性間性的接触による感染が 11,823 人（59.4%）、異性間性的接触による感染が 5,116 人（25.7%）、岩手県で同性間性的接触による感染が 14 人（45.2%）、異性間性的接触による感染が 11 人（35.5%）、エイズ患者は、全国で同性間性的接触による感染が 3,682 人（41.2%）、異性間性的接触による感染が 3,042 人（34.0%）、岩手県で同性間性的接触による感染が 7 人（18.9%）、異性間性的接触による感染が 18 人（48.6%）となっている（図 7～10）。

全国では同性間性的接触による感染が多いのに対し、岩手県では異性間性的接触による感染が多い傾向がみられる。しかし、**最近 10 年間（2008～2017 年）に岩手県において報告された HIV 感染者のうち、同性間性的接触による感染が 66.7%と高くなっている**状況から、岩手県においても、同性間性的接触による感染の増加が懸念される（図 11）。

図7 HIV感染者 2017年末までの累計(全国)

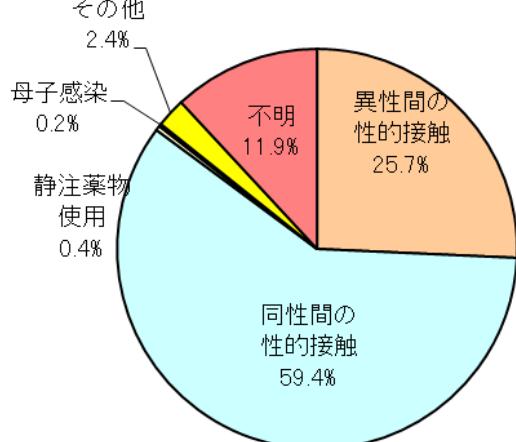


図8 AIDS患者 2017年末までの累計(全国)

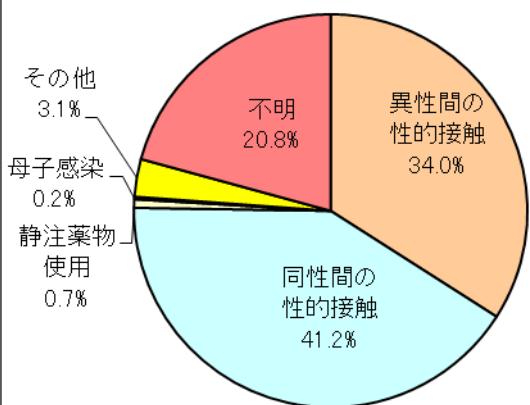


図9 HIV感染者 2017年末までの累計(岩手県)

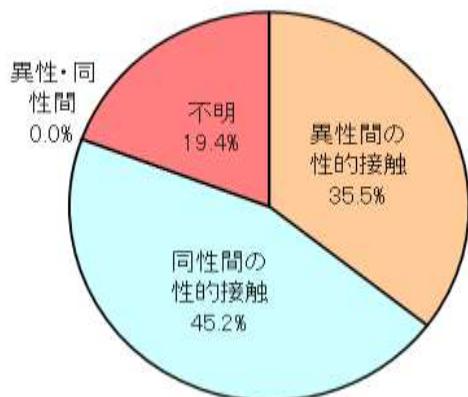


図10 AIDS患者 2017年末までの累計(岩手県)

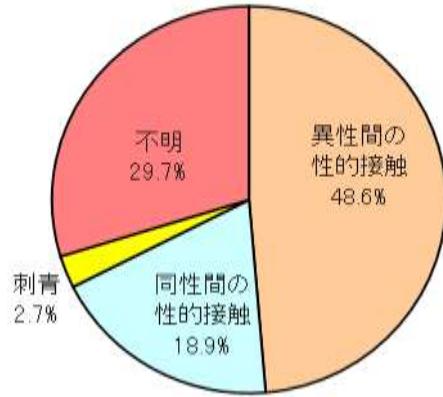
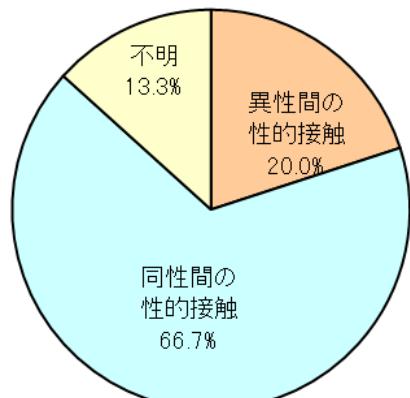


図11 HIV感染者 最近10年間(2008~2017年)までの累計(岩手県)



2 本県におけるこれまでの取組と課題

本県においては、感染症発生動向調査により報告されている HIV 感染者数・エイズ患者数の急激な増加は見られないものの、潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される状況であり、引き続き対策を継続することが望まれる。

◆ 重点施策 1：HIV／エイズに対する理解の促進

《これまでの取組》

- パンフレット配布やホームページ等広報媒体を活用したタイムリーな情報提供。（表 1）
- 教育機関等と連携し、学校等における講習会・ピアカウンセリングを開催。（表 1）
- HIV 検査普及週間及び世界エイズデーを中心とした普及啓発活動を実施。
- 市町村の健康まつりや学校の文化祭等の機会をとらえて啓発活動を展開。
- エイズポスターコンクールの開催等を通じて人権擁護の視点に立った啓発事業の実施。

表 1 HIV／エイズに対する理解の促進に関する取組状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017
○ 県広報媒体による広報					
広報回数	3回	4回	5回	5回	6回
○ 講習会の開催					
開催回数	16回	18回	7回	8回	9回
参加者数	2,380人	3,428人	567人	521人	434人
○ ピアカウンセリングの開催					
開催回数	7回	8回	3回	5回	3回
参加者数	518人	633人	288人	348人	127人

【世界エイズデーキャンペーン等】

県内各保健所が企画し、事業を実施

- 街頭キャンペーン（レッドリボンツリーの展開）
- 高校等の文化祭・市町村健康まつりでの展示や講演会の実施
- 市町村広報等を利用した普及啓発
- 夜間及び休日のエイズ相談・検査（迅速検査）の実施

【人権擁護の視点に立った啓発】

- ハートフルエイズデーポスターコンクールの開催（平成 20 年～29 年度まで実施）
県内の学校を通じて、エイズ予防ポスターを募集し、最優秀賞、優秀賞等を決定。
- カレンダーの作成・配布（平成 22 年～29 年度まで実施）
ポスターコンクールの優秀作品によりカレンダーを作成し、県内学校等に配布。

《課題》

- 多くの HIV 感染者等が日常生活を送りながら、社会の様々な場で活躍している一方で、今でも HIV／エイズに対する誤解や偏見がなくなっていない。
- HIV 感染者等の発生状況等に関するサーベイランス結果を県民に積極的に情報提供することが望まれる。
- 保健所が教育機関等と連携して実施する学校等における講習会・ピアカウンセリングの開催機会が減少している。
- 日本では HIV 感染者の多くが 20～30 代であり、感染経路は男性間での性的接触が多いことから、この年代に焦点を合わせた対策が必要である。特に、性に関する適切な意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対しては、心身の健康を育むための教育等の中で、性に関する重要な事柄の一つとして、HIV に関する知識の普及啓発を行うことが重要である。
- 岩手医科大学附属病院や「IWATE：生と性及びエイズ教育を考える会」（通称：LSA）等と連携して実施していたハートフルエイズデーポスターコンクールに代わり、厚生労働省が実施する世界エイズデーポスターコンクール等への応募を促す等、引き続き HIV 感染症への理解を深める取組が必要である。

◆ 重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見

《これまでの取組》

- 各保健所における検査・相談体制の整備を図り、無料・匿名でエイズ相談、HIV 抗体検査を実施している。（表 2）

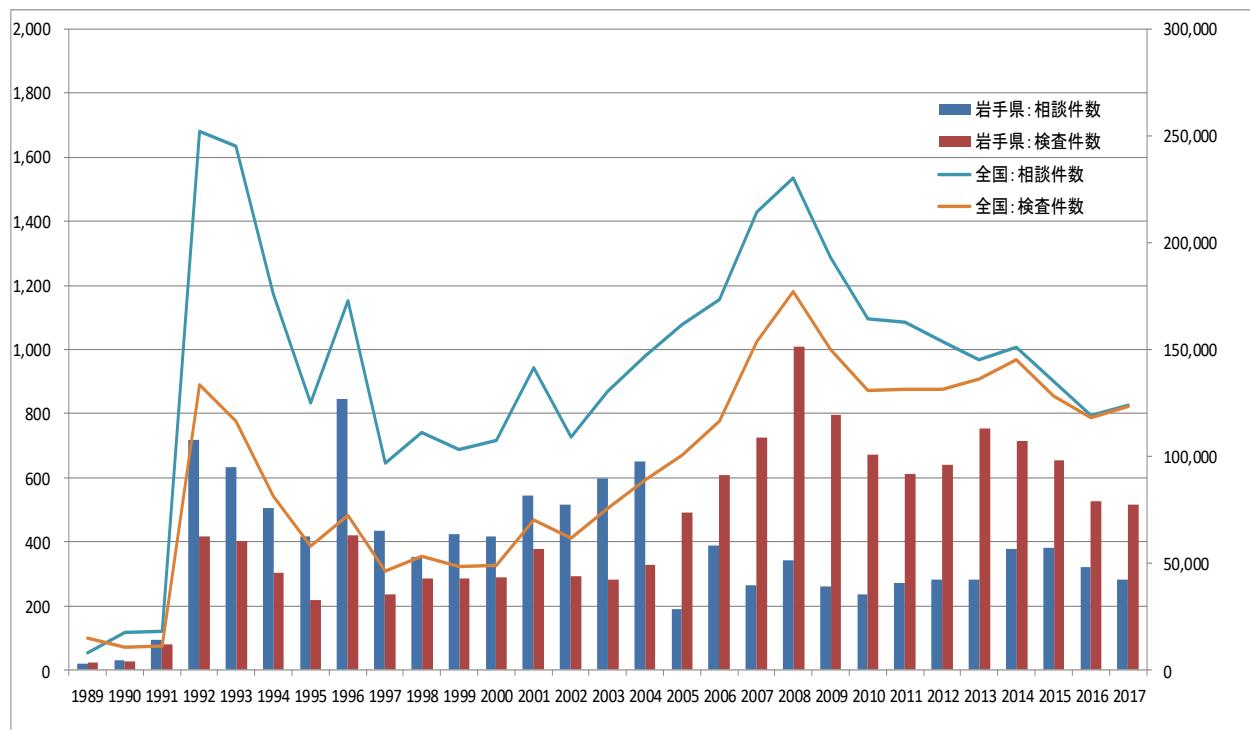
《課題》

- 本県では、エイズを発症した状態で感染が判明した者（いきなりエイズ）の割合が高く、結果として治療開始が遅れたり、感染を拡大させる恐れがあるため、早期に HIV 検査の受検につなげることが必要である。
- HIV 感染者等は決して減少傾向にはないが、エイズ相談、HIV 抗体検査件数は減少しており、県民にとって利便性の高い場所や時間帯に配慮した実施が必要である。（表 3）

表2 エイズ相談、HIV抗体検査の実施体制（2017年度）

保健所	検査日	受付時間	結果説明
県央	平日：毎月第1・3水曜日	9:15～11:15	検査日の1週間後
	夜間：毎月第2火曜日	17:00～19:00	迅速検査(30分後)
中部	毎月第1火曜日	9:30～10:30 13:00～14:40	検査日の1週間後
奥州	毎月第3木曜日	10:00～14:00	検査日の2週間後
一関	毎月第2・4火曜日	10:30～11:50	迅速検査(30～60分後)
大船渡	毎月第4水曜日	10:00～11:00	検査日の2週間後
釜石	毎月第3木曜日	13:30～14:30	検査日の2週間後
宮古	毎月第4火曜日	16:00～18:30	迅速検査(30分後)
久慈	毎月第2火曜日	15:00～18:00	迅速検査(30分後)
二戸	毎月第3水曜日	13:30～14:30	検査日の2週間後
盛岡市	毎週木曜日	10:00～11:00	迅速検査(30～60分後)

表3 県及び全国のエイズ相談・検査件数状況



年	2013	2014	2015	2016	2017
岩手県:相談件数	281	376	381	321	281
岩手県:検査件数	754	714	653	525	516
岩手県:迅速検査	520	587	550	445	427
岩手県:休日夜間	124	175	170	140	88
全国:相談件数	145,401	150,993	135,282	119,378	123,768
全国:検査件数	136,400	145,048	128,241	118,005	123,432

◆ 重点施策3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援

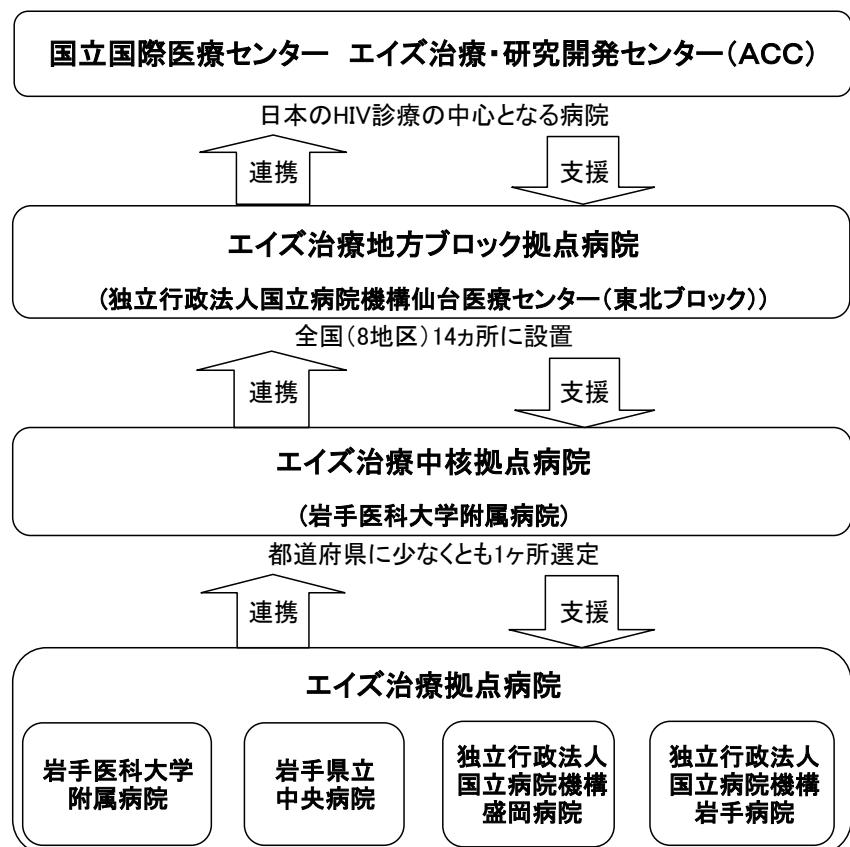
《これまでの取組》

- ・ HIV／エイズ医療の提供体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を4ヵ所（岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、国立病院機構盛岡病院、国立病院機構岩手病院）を選定し、更にその中から、HIV治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定している。
- ・ 「HIV感染防止のための予防薬配置要領」を定め、医療従事者の針刺し・切創等、職業上で曝露事故が発生した場合のHIV感染を防止する目的で、予防薬を指定の予防薬配置医療機関に配置し、県内全域での対応体制を整えている。
- ・ 地域でHIV感染者等が安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護従事者等に対する研修会を開催し、診療体制の確保や各関係機関との情報共有、連携強化を図っている。
- ・ HIV感染者等の心理的・社会的なサポート体制を確保するため、カウンセラー設置事業に取り組んでいる。

《課題》

- ・ 抗HIV療法の進歩による生命予後の改善によって、治療が長期化したことにより、HIV感染者等の増加及び高齢化という新たな課題が発生しており、長期療養の環境整備等のため、エイズ治療拠点病院のみならず、地域の病院等との診療連携の充実を図ることが重要である。
- ・ 医療従事者の針刺し・切創等、職業上の曝露事故が発生した際、HIV感染予防のためには、曝露から1～2時間以内の予防薬服用が肝要であることから、事故発生時には速やかに対応できるよう、県では上記のとおり要領を定めているが、各医療機関では対応体制を整備し、維持することが必要である。

図 12 岩手県のエイズ診療体制



【マンパワーの育成】

- ① 保健所職員等の研修派遣
国立保健医療科学院に派遣研修 1名/年
 - ② 県内における研修の実施
エイズ診療に係る医療・介護従事者等研修会の実施 2回/年

年度	開催場所	参加人数
2013	釜石市、花巻市	147人
2014	奥州市、二戸市	139人
2015	大船渡市、北上市	205人
2016	一関市、盛岡市	90人
2017	花巻市、宮古市	52人

- ③ エイズ予防財団事業への参加
「支援チーム派遣事業」「実地研修事業」に参加し、訪問看護・介護等を支援

【相談体制の確保】

- ・ エイズ治療中核拠点病院カウンセラー設置事業（平成 22 年度～）
感染者・エイズ患者やその家族の精神的な不安や悩みを軽減するため、エイズ治療中核拠点病院（岩手医科大学附属病院）にカウンセラーを設置。中核拠点病院以外への医療機関へのカウンセラーの派遣も可能。

第3 目標及び重点施策

以上のような HIV 感染者等の現状と課題を踏まえ、今後のエイズ対策の推進を図るための目指すべき姿、目標及び重点施策を次のとおりとする。

目標

県民が、HIV／エイズを正しく理解し、必要なときに安心して相談・検査を受けられ、また、HIV感染者等が安心して長期間の治療及び他のケアを受けられる社会。

目標

本プラン実施期間の各年において、新規HIV感染者及びエイズ患者の報告数を過去5年間(2013～2017 年)の平均(2.8÷3)以下とすること。

<目標の考え方>

過去5年間(2013～2017 年)の新規HIV感染者及びエイズ患者の報告数の平均は、それ以前の5年平均から減少していることため、引き続き、対策を進めるため5年平均を減少させることを目標とする。

重点施策1 HIV／エイズに対する理解の促進

多くの HIV 感染者等が日常生活を送りながら、社会の様々な場で活躍している一方で、今でも HIV 感染症等に対する誤解や偏見がなくなっていない。

今後は、これまで進めてきた普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、各関係機関との連携を強化し、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者にも行き届くよう、効果的な取組を一層積極的に進める。

重点施策2 感染の拡大防止と早期発見

全国の HIV 感染者等の報告は、2008 年をピークとして、その後減少あるいは横ばいの状態ではあるものの、なお年間 1,000 件以上の報告が続いているのが現状であり、より一層、予防啓発活動や検査相談体制の充実を図る必要がある。

特に、性行動が活発化する若い世代を中心に、HIV の予防および感染拡大防止のための予防啓発を行うとともに、感染の早期発見に向けて県民が HIV 抗体検査を受けやすい検査相談体制づくりを進める。

重点施策3 HIV感染者及びエイズ患者の支援

抗HIV療法の進歩によりHIV感染者等の予後が長期化するに伴い、入院中心の治療から地域で療養生活を送りながら治療する事例が増えている。

その一方、長期服薬に起因する副作用や高齢化による様々な健康問題など、HIV感染者等の支援に伴う課題は多様化・複雑化している。

のことから、HIV感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築を図る。

第4 具体的な取組

重点施策1 HIV／エイズに対する理解の促進

1 エイズ発生動向の把握と分析

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づくエイズ発生動向調査を引き続き実施し、感染予防策や拡大防止策を的確かつ迅速に実施するために、動向を把握・分析し、公表に努める。

2 HIV／エイズに関する正しい知識の普及

(1) 広報媒体を利用した効果的な情報提供を実施

より多くの県民がHIV／エイズに関する正しい知識を普及できるように、HIV／エイズに関するリーフレット等を様々な関係機関と連携し、配布する。また、エイズ発生動向やHIV／エイズに関する情報を提供するため、ホームページやテレビ・ラジオ、SNS等を有効に活用する。

(2) キャンペーン期間を中心とした集中的な普及啓発の実施

HIV検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）を中心に、県・市町村の広報やマスメディアによる啓発、街頭キャンペーンなどのイベントを実施。また、本県独自に、世界エイズデーの前後1週間を「いわてエイズ予防普及啓発強化期間」とし、普及啓発・イベント等の重点的な取組を実施する。

【活動指標】

目標	目標値（年間）
県広報媒体による広報実施回数	5回

(参考) 岩手県エイズ予防キャラクター

「LOVE&LIFE」

※平成18年度に、県がエイズ予防普及啓発のためのマスコットキャラクターと愛称を募集し、最優秀賞となった作品です。



3 学校教育及び社会教育と連携した啓発の実施

(1) 市町村や学校等の関係機関との連携

保健所は、市町村の健康まつりや学校の文化祭等の機会をとらえたパネル展示やパンフレット等の配布、学生ボランティアの参加型街頭キャンペーンの実施等、市町村や学校等の関係機関と連携した取組を実施する。

(2) 学校教育との連携の強化

学校等で性感染症も含めた HIV／エイズに関する講習会を開催するなど、関係機関と連携し、若年層に対して正しい知識の啓発及び行動に結び付けられるよう取り組む。

また、看護学生等によるピアカウンセリングや多職種による健康教育等により、児童・生徒に対するエイズをはじめとした性感染症予防や命の尊さ、生きる大切を伝える活動を学校と連携し実施する。

【活動指標】

目標	目標値（年間）
講習会等の開催回数、参加者数	開催回数 16 回、参加者数：1,840 名

4 人権擁護の視点に立った啓発の実施

HIV／エイズに関する正しい知識の普及により、HIV 感染者等や MSM 等に対しての偏見や差別の解消を図る。厚生労働省が実施する世界エイズデーポスターコンクール等を通して、感染症への理解を深める。

重点施策2 感染の拡大防止と早期発見

1 対象の特性を踏まえた予防啓発の実施

HIV 感染者の多くが 20～30 歳代であり、感染経路は男性間での性的接触が多いことから、ホームページや SNS 等を活用した情報の発信を継続することに加え、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者の実情に応じた取組を強化するため、行政と青少年対策に係る関係団体、MSM 支援団体等の協力を得て、予防啓発に取り組んでいく。

2 HIV 抗体検査及びエイズ相談体制の整備

(1) 県民の利便性に配慮した検査相談体制の充実

本県では、いきなりエイズの割合が高いことから、早期に HIV 検査の受検につなげる対策が必要である。このため、県内各保健所で実施している HIV 抗体検査及びエイズ相談について、より広く周知するとともに、特に、平日の日中に時間を取ることが難しい者等が検査相談を受けやすいよう、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査相談の実施や、他の性感染症検査との同時検査の実施、イベント等に併せた検査相談の実施など、県民の利便性に配慮した体制を整備し、受検者に対しきめ細かい支援ができるよう取り組む。

また、HIV 抗体検査及びエイズ相談の実施と併せて、HIV／エイズに関する正しい知識の提供と、自ら予防行動がとれるよう適切な保健指導が必要である。

近年、本県でも梅毒の届出が増加しているなど、医療機関においても、HIV 感染症・エイズが疑われる者のみならず性感染症が疑われる者に対しても積極的な HIV 検査の実施を促すことが必要である。

【活動指標】

目標	目標値（年間）
保健所における HIV 抗体検査件数	630 件
保健所におけるエイズ相談件数	320 件

(2) 安心して受けられるエイズ相談体制の整備

適切な HIV／エイズに関する正しい知識の提供と、保健指導の実施ため、相談を受けける保健所担当者の専門的な知識や相談技術を向上させるため、国立保健医療科学院等が主催する専門研修等に派遣する。また、専門研修派遣者による復命講習を実施し、保健所担当者のスキルアップを図る。

重点施策3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援

1 医療環境の整備

(1) HIV 治療を担う医療体制の確保

HIV 治療体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を 4 カ所（岩手医科大学附属病院、

岩手県立中央病院、独立行政法人国立病院機構盛岡病院、独立行政法人国立病院機構岩手病院) を選定し、更にその中から、平成 19 年 4 月 1 日に HIV 治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定しており、これらの医療機関を中心に適切な医療が受けられる体制を維持する。

(2) 歯科診療ネットワークの構築の推進

HIV 感染者等が身近な地域で安心して歯科診療を受けられよう、感染者等の歯科診療を行う歯科診療所とエイズ治療中核拠点病院やエイズ治療拠点病院等とのネットワークの構築を推進する。

(3) 医療従事者等の院内感染防止のために医薬品の配置

県内医療機関における針刺し事故等による HIV 感染予防のため、エイズ治療拠点病院等にエイズ治療薬を備蓄し、また、感染予防のために肝要な針刺し事故から 1 ~ 2 時間以内の予防薬服用を可能となるよう主な医療機関に配置し、県内全域での対応体制を整える。

2 地域における HIV 感染者等のニーズに合わせた支援体制

(1) 支援体制の構築

HIV 感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築に努める。

(2) HIV 感染者等と関わる医療及び福祉職の育成

地域で HIV 感染者等が安心して療養生活を送ることができるよう、医療機関、介護施設、行政等の医療職、福祉職等に対して、HIV／エイズに関する基礎知識や、保健医療サービス及び福祉サービス等について研修会を開催し、質の向上を図る。

【活動指標】

目標	目標値（年間）
医療介護従事者等講習会の開催回数	2 回以上
保健医療科学院への職員派遣	1 名以上

(3) 心理的・社会的なサポート体制を確保

HIV 感染者等の精神的な不安や悩みを軽減するため、エイズ治療中核拠点病院へのカウンセラー設置事業を継続する。また、中核拠点病院以外への医療機関へのカウンセラーの派遣も実施し、心理的・社会的な支援ができる体制を継続する。

第5 プランを推進するための各実施主体の役割

1 県民自身の役割

- (1) 県民の一人一人が、HIV／エイズに関する正しい知識を持ち、感染のリスクを減らす行動を取ること。
- (2) HIV 感染者等に対する理解を深め、差別や偏見をなくすこと。

2 啓発活動を行う各種団体・機関等の役割

若年層を中心に、HIV／エイズに係る正しい知識の普及や予防啓発を行うこと。(エイズに係る啓発活動や青少年対策を推進する団体、学生ボランティア等)

3 医療機関・医療関係団体の役割

- (1) エイズ治療中核拠点病院は、高度なエイズ診療の提供やそれらにあたる人材の育成など地域における医療水準の向上を図るとともに、HIV 感染者等の心理的・社会的サポート体制の確保を行うこと。
- (2) エイズ治療拠点病院は、エイズ治療中核拠点病院と連携して、患者等に対し、適切で質の高い医療を提供すること。
- (3) エイズ治療中核拠点病院は、関係機関と連携して医療介護従事者の資質向上を図るとともに、教育機関等と連携し若い世代に対する正しい知識の啓発を行うこと。

4 市町村の役割

- (1) 広報や健康まつり等の様々な機会を通じて、HIV／エイズに関する正しい知識の普及啓発を行うこと。
- (2) 保健所における検査相談体制の充実を図ること。(盛岡市保健所)
- (3) 保健所や教育機関等と連携し、HIV／エイズに関する講習会等の実施に取り組むこと。

5 県の役割

- (1) 関係機関・団体と連携し、効果的かつ実効性のある施策の総合的な推進を図ること。
- (2) 保健所における検査相談体制の充実を図ること。
- (3) HIV 感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築に努めること。
- (4) 関係機関・団体と共に、効果的な普及啓発や HIV／エイズに関する講習会等の実施に取り組むこと。

6 教育機関の役割

関係機関・団体と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、HIV／エイズをはじめとした性感染症についての正しい知識や命の尊さ、生きる大切さについて、指導すること。

7 報道機関の役割

様々な機会に、県民に対し HIV／エイズ並びに性感染症に関する正しい知識を普及啓発すること。